



令和3年2月16日
日本下水道事業団

岡山県津山市との災害支援協定の締結について

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合にも、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、岡山県津山市と災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 協定締結日
令和3年2月12日
2. 協定対象施設
津山浄化センター
勝北浄化センター
加茂町浄化センター
他 15 ポンプ場

（参考）

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成27年5月20日公布、同年7月19日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JSが地方公共団体との間で締結するものです。



【お問い合わせ先】

日本下水道事業団
○ 中国・四国総合事務所 総務協定課長 堀内
TEL 086-244-7331

津山市谷口市長（左）とJS中国・四国総合事務所丸山所長（右）